

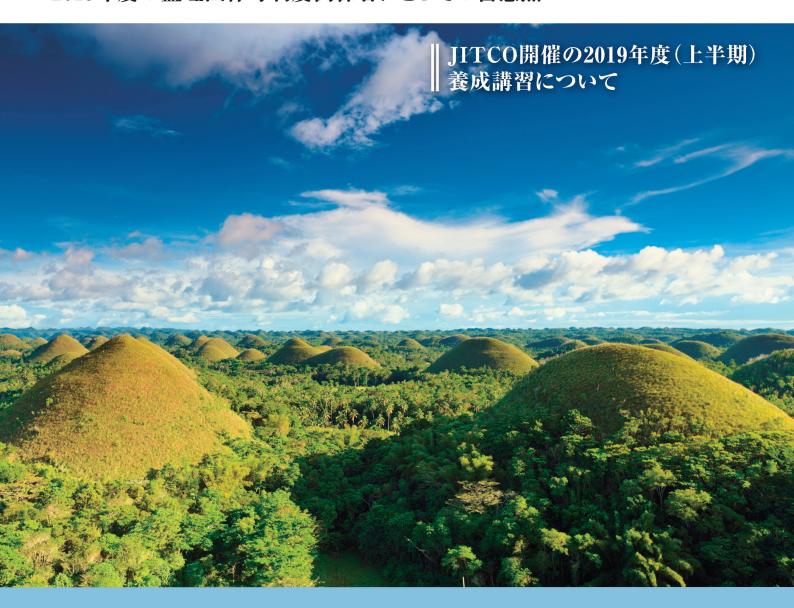


●トピックス1

新在留資格「特定技能」による外国人材の受入れについて

●トピックス2

「技能実習制度」の現況と 2019年度の監理団体等制度関係者にとっての留意点







2019.4 Vol.137

表紙の写真:

ボホール島(フィリピン)

フィリピン中部ビサヤ諸島の一つで、セブ島から南にフェリーで2時間ほどの場所に浮かぶボホール島は、石灰石でできた高さ30m ~ 50mの円錐形の山が1200個あまりも連なるカルスト地形で有名です。この絶景の別名はチョコレートヒルズ(Chocolate Hills)。乾季に木々が枯れて茶色に色づく姿をチョコレートに例えたことが由来だと言われています。

CONTENTS

- / P.1 巻頭言 公益財団法人 国際研修協力機構 理事長 鈴木 和宏
 - トピックス1
- / 📭 2 新在留資格 「特定技能」による外国人材の受入れについて
- /P.10 JITCO 開催の 2019 年度(上半期)養成講習について
 - トピックス2
- /P.12 「技能実習制度」の現況と2019年度の監理団体等制度関係者にとっての留意点
- / P.14 日本語指導お困りですか?
- /p.16 第27回外国人技能実習生·研修生 日本語作文コンクール作品募集のご案内
- /p.17 海外情報
- / P.18 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり
- /p.22 JITCOの教材のご案内
- /p.24 JITCOインフォメーション

技能実習days

● 第一化工株式会社 ● 竜洋オートパーツ協同組合/三恵株式会社 ● 株式会社西野工業



外国人材受入れに係る制度の 総合支援機関を目指して

公益財団法人 国際研修協力機構 理事長 鈴木 和宏

2017 年 11 月に技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を目的とした技能実習法が施行され、我が国の外国人技能実習制度は新たな時代に入っています。この技能実習法の下、2018 年の技能実習生の新規入国者数は約 15 万人(速報値)と増加傾向にあります。また、従来の「技能実習 1 号/2 号」に加え「技能実習 3 号」での技能実習生の受入れも進み、技能実習生の在留者数は 2018 年 10 月末で約 30 万人に達しています。一方、新設された外国人技能実習機構による監理団体・実習実施者への実地検査等も行われており、技能実習制度のさらなる適正化に向けた取組が進められています。

こうしたなか、昨年 12 月の臨時国会において、在留資格「特定技能」の新設を柱とする改正入管法が可決・成立し、本年 4 月より人手不足が深刻な 14 の特定産業分野において「特定技能 (1 号)」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。この「特定技能 (1 号)」は「技能実習」とは異なる在留資格ですが、産業界に一定期間外国人材を受け入れ、その後、母国に帰国するといった部分で共通し、また「特定技能 (1 号)」の在留資格取得にあたっては、技能実習 2 号修了者は技能水準や日本語能力水準を確認するための試験等が免除されるなど、制度設計においても連続性が認められるところです。そのため、技能実習制度の実習実施者・監理団体の皆さまも「特定技能」での外国人材の受入れに関心を持たれ、今後、実際に受入れ等に携わられるケースも出てくるものと拝察いたします。

当機構は、1991年の設立以来、技能実習制度を中心にその円滑な運営・適正な拡大を支援する公益法人として事業活動を行ってまいりましたが、このたび新在留資格「特定技能」への対応も開始し、従前にも増して皆さまのお役に立ちたいと考えております。外国人材受入れに係る制度の総合的な支援機関として、技能実習制度はもとより「特定技能」での外国人材受入れ等のご相談にもお応えし、セミナー・講習会の開催や教材・テキストのご提供、入国・在留諸申請の手続き支援等の各種事業サービスを行ってまいります。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

新在留資格「特定技能」による 外国人材の受入れについて

昨年12月の臨時国会において、在留資格「特定技能 | の新設を柱とする改正入管法が可決・成立 し、本年4月より人手不足が深刻な産業分野において在留資格「特定技能(1号)」での外国人材の受 入れが可能となりました。本稿では、昨年12月25日に閣議決定された「特定技能の在留資格に係る 運用に関する基本方針」(以下、「基本方針」)および各分野における「特定技能の在留資格に係る制 度の運用に関する方針 | (以下、「分野別運用方針 |)を中心に確認していきます。



特定技能の在留資格に係る運用に関す る基本方針

1. 制度の意義に関する事項

「基本方針」では、特定技能の在留資格に係る制度 の意義について、中小・小規模事業者をはじめとした深 刻な人手不足に対応するため、生産性向上や国内人 材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保するこ とが困難な状況の産業上の分野において、一定の専門 性・技能を有する外国人を受入れる仕組みを構築するこ とであると示されています。

2. 人材を確保することが困難な状況にあるため 外国人により不足する人材の確保を図るべき 産業上の分野に関する事項

新在留資格「特定技能」での外国人材の受入れは、 生産性向上や国内人材確保のための取組(女性・高 齢者のほか、各種の事情により就職に困難を期している 者等の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等を 含む)を行ったうえで、なお人材を確保することが困難 な状況にある産業上の分野(以下、特定産業分野) に限って行うことが示されています。そのうえで、受け入 れる地域に偏りが生じないような措置を講ずるよう努める ことが示されました。また、この「基本方針」には、分 野別運用方針において、特定産業分野における向こう 5年間の受入れ見込数について示すこと、人材不足の 見込数と比較して過大でないことを示すことが規定され ています。また「基本方針」において、特定産業分野 として 14 分野が正式に示されました (14 分野について は後述)。

3. 特定産業上の分野において求められる人材に 関する事項

「基本方針」では、「特定技能1号」で在留する外 国人については、在留期間の上限を通算5年とし、家 族の帯同は基本的に不可と規定されています。技能水 準は、相当程度の知識または経験を必要とする技能が 求められ、「分野別運用方針」において定める各特定 産業分野の業務区分に対応する試験等により確認され ます。

また、日本語能力水準についてはある程度日常会話 ができ、生活に支障が無い程度の能力を有することを基 本としつつ、業務上必要な日本語能力が求められます。 この日本語能力水準は、分野所管行政機関が定める試 験等により確認されます。

技能実習2号を修了している者については、技能試 験および日本語能力試験は免除され、必要な技能水準 および日本語能力水準を満たしているものとして取り扱わ れると規定されています。

※「特定技能2号」は誌面の都合上、記載を省略します。

4. 関係行政機関の事務の調整に関する 基本的な事項

国内における取組では、法務省・厚生労働省等の関係機関の連携を強化し、悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除を徹底することが規定されています。国外における取組では、保証金を徴収する等の悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決め等の政府間文書の作成等、必要な方策を講じることが規定されています。

特定産業分野ごとに、人手不足の状況について継続的に把握し、人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関および分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議することが決められています。また、向こう5年間の受入れ見込み数は、経済情勢に大きな変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用されます。その他、外交上または人権上の問題が生じた場合の対応や治安上の問題が生じた場合の対応についても、基本方針が示されています。

5. 制度の運用に関するその他の重要事項

「基本方針」には、特定技能所属機関の責務として、 本制度がその意義に沿って適正に運用されることを確保 し、また本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円 滑な在留活動を確保することが示されています。

そのため、特定技能所属機関と外国人との間の雇用に関する契約(特定技能雇用契約)について、外国人の報酬額が日本人と同等額以上であることを含め所要の基準に適合していることや、特定技能所属機関について、当該基準に適合する特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして所要の基準に適合していることが求められています。また特定技能所属機関は、1号特定技能外国人との雇用契約の終了時には、確実な帰国のための措置を行う必要があります。

さらに、特定技能所属機関には、1号特定技能外国 人への職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援(以下「1号特定技能外国人支援」という)を実施 する義務があり、「1号特定技能外国人支援計画」を 作成し、適正に実施することが求められています。「基本方針」には、1号特定技能外国人に対する支援として次のことが求められています。

1号特定技能外国人に対する支援

- ① 外国人に対する入国前の生活ガイダンスの提供(外国人が理解することができる言語により行う。④、⑥および⑦において同じ。)
- ② 入国時の空港等への出迎えおよび帰国時の空港等への見送り
- ③ 保証人となることその他の外国人の住宅の確保に向けた支援の実施
- ④ 外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施(預貯金口座の開設および携帯電話の利用に関する契約に係る支援を含む。)
- ⑤ 生活のための日本語習得の支援
- ⑥ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑦ 外国人が履行しなければならない各種行政手 続についての情報提供および支援
- ⑧ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援
- ⑨ 外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を行うことができるようにするための支援

※転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワーク は希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業 相談・紹介を実施することが基本方針で定められています。

この「基本方針」は、改正入管法施行2年後の2021年4月を目処に検討を加え、必要があれば見直されます。



「特定技能の在留資格に係る制度の 運用に関する方針」

「基本方針」と共に、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(以下、「分野別運用方針」)

が閣議決定されました。14の特定技能分野ごとに方針 が示されていますが、共通する事項は以下の通りです。

①特定技能外国人受入れの趣旨・目的、②生産性 向上や国内人材確保のための取組等、③受入れの必 要性、④受入れ見込数⑤外国人材の技能水準(試験 区分)、⑥日本語能力基準、⑦1号特定技能外国人が 従事する業務、⑧特定技能所属機関に対して特に課す 条件9雇用形態 等

上記のうち、④受入れ見込数⑤外国人材の技能水準 (試験区分)、⑥日本語能力基準、⑦1号特定技能外 国人が従事する業務、⑨雇用形態については後述の表 (「特定技能1号での受入れ分野(14分野)」) のとお りです。

⑧特定技能所属機関に対して特に課す条件としては、

各所管省庁が組織する協議会に参加し、必要な協力を 行うこと、および各所管省庁が行う調査または指導に対 し必要な協力を行うことが定められています。ただし、 建設分野では協議会ではなく、建設業者団体に所属す ることが定められています。また「介護」と「建設」分 野においては、受け入れる事業所単位での人数枠が設 定されており、注意が必要です。

さらに「造船・舶用工業」、「自動車整備」、「航空」、 「宿泊」、「農業」、「漁業」においては、登録支援機 関に支援計画の実施を委託するにあたっては、登録支 援機関についても、前述した「所管省庁の組織する協 議会に参加し、必要な協力を行うこと」および「所管省 庁が行う調査または指導に対し、必要な協力を行うこと」 を充足する必要があります。

■「特定技能1号」での受入れ分野(14分野)

| 所 | 受入れ見込数 | | 人材基準 ** 2 | | | 雇用 |
|-----------------|--------------|---------------|--------------------------------------|---|--|----|
| 管 * 1 | 分野 | (5年間の最 大値) | 技能試験 | 日本語試験 | 従事する業務 | 形態 |
| 厚労 | 介護 | 60,000人 | 介護技能評価試験 (仮)【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価 試験(仮)等 | ●身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) ※訪問系サービスは対象外[1試験区分] | 直接 |
| 省 | ビルクリー ニング | 37,000人 | ビルクリーニング 分野特定技能1号 評価試験 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●建築物内部の清掃〔1試験区分〕 | 直接 |
| 経 | 素形材産業 | 21,500人 | 製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●鋳造 ●金属プレス加工 ●仕上げ ●溶接 ●鍛造 ●工場板金 ●機械検査 ●ダイカスト ●めっき ●機械保全 ●機械加工 ●アルミニウム陽極酸化処理 ●塗装〔13 試験区分〕 | 直接 |
| 在 | 産業機械製造業 | 5,250人 | 製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●鋳造 ●塗装 ●仕上げ ●電気機器組立て ●溶接 ●鍛造 ●鉄工 ●機械検査 ●プリント配線板製造 ●工業包装 ●ダイカスト ●工場板金 ●機械保全 ●プラスチック成形 ●機械加工 ●めっき ●電子機器組立て ●金属プレス加工〔18試験区分〕 | 直接 |

| | 電気・ 電子情報 関連産業 | 4,700人 | 製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●機械加工 ●仕上げ ●プリント配線板製造 ●工業包装 ●金属プレス加工 ●機械保全 ●プラスチック成形●工場板金 ●電子機器組立て ●塗装●めっき ●電気機器組立て ●溶接〔13試験区分〕 | 直接 |
|-------|---------------------|---------|--|--------------------|--|------|
| | 建設*3 | 40,000人 | 建設分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●型枠施工 ●土工 ●内装仕上げ/表装 ●左官 ●屋根ふき ●コンクリート圧送 ●電 気通信 ●トンネル推進工 ●鉄筋施工 ●建 設機械施工 ●鉄筋継手〔11試験区分〕 | 直接 |
| | 造船• 舶用工業 *3 | 13,000人 | 造船·舶用工業 分野特定技能1号 試験(仮)【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●溶接 ●仕上げ ●塗装 ●機械加工●鉄工 ●電気機器組立て〔6試験区分〕 | 直接 |
| 国 交 省 | 自動車整備 | 7,000人 | 自動車整備特定 技能評価試験(仮) 【新設】等 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●自動車の日常点検整備、定期点検整備、 分解整備〔1試験区分〕 | 直接 |
| | 航空 | 2,200人 | 航空分野技能評価 試験(空港グランド ハンドリングまたは 航 空機整備)(仮) 【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | 空港グランドハンドリング(地上走行支援 業務、手荷物・貨物取扱業務等)●航空機 整備(機体、装備品等の整備業務等)〔2試 験区分〕 | 直接 |
| | 宿泊 | 22,000人 | 宿泊業技能測定 試験 (仮)【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | ●フロント、企画 ●広報、接客、レストランサー ビス等の宿泊サービスの提供〔1試験区分〕 | 直接 |
| 農水省 | 農業 | 36,500人 | 農業技能測定試験 (耕種農業全般 または畜産農業全 般)(仮)【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)〔2試験区分〕 | 直接派遣 |
| | 漁業 | 9,000人 | 漁業技能測定試験 (漁業または養殖業) (仮)【新設】 | 日本語能力判定 テスト(仮)等 | 漁業【漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等】 養殖業【養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等】〔2試験区分〕 | 直接派遣 |
| | 飲食料品製造業 | 34,000人 | 飲食料品製造業技能測定試験(仮)【新設】 | 日本語能力判定テスト(仮)等 | ●飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を 除く)の製造・加工、安全衛生)[1試験区分] | 直接 |
| | 外食業 | 53,000人 | 外食業技能測定 試験(仮)【新設】 | 日本語能力判定テスト(仮)等 | ●外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)〔1試験区分〕 | 直接 |

^{※1} 受入れ機関は、所管省庁が組織する協議会等へ参加し必要な協力を行うことが求められます。

^{※2} 技能実習2号修了者は、在留資格「特定技能1号」取得のための技能試験・日本語試験が免除されます。

^{※3} 特定技能2号は「建設」「造船・舶用工業」に限られています。

上記以外にも、分野ごとに受入れ機関に課される条件等があります。

改正入管法(在留資格「特定技能」の創設)の 関連省令の概要

入管法改正に伴い、特定技能外国人の受入れの手続きや要件を具体的に定めるため、以下の省令が整備されます。本稿では在留資格「特定技能」の省令の中から特に皆さまにとって、重要と思われるものを抽出して記載しています。

※本稿を執筆している2019年2月時点では、省令は正式には定められていません(3月中旬に正式に決定されると見込まれています)。本稿では、パブリックコメント(政省令の案を公示し、一般の国民から広く意見を求める手続き)で示された省令案の概要に基づいて内容を解説いたしますので、実際の省令との内容に差が生じている場合があります。

1

特定技能契約、1号特定技能外国人支援計画等の基準に関する省合(新設)

(特定技能雇用契約および1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令案)

特定技能雇用契約が満たすべき基準

【活動内容・報酬等の雇用関係事項に係る基準】

- ア 法務省令で定める産業分野に属する一定の技能を要する業務に従事させること
- イ 所定労働時間が通常の労働者と同等であること
- ウ 報酬や待遇面で日本人労働者と差別的な取扱いがないこと
- エ 一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を与えること
- オ 労働者派遣の場合には派遣先の企業、派遣期間等 が既定であること 等

【外国人の適正な在留に資する事項に係る基準】

- ア 特定技能外国人が帰国旅費を負担できない場合、受 入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円 滑になされる措置を講ずること
- イ 特定技能外国人の健康状況、生活状況の把握のための措置を講ずること 等

受入れ機関が満たすべき基準

【適合特定技能雇用契約の適正な履行に係る基準】

- ア 労働保険、社会保険および租税の各関係法令を遵守 していること
- イ 同種業務に従事する労働者の非自発的離職を発生させていないこと
- ウ 外国人の行方不明者を発生させていないこと
- エ 欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当 しないこと
- オ 特定技能雇用契約に係る外国人の活動内容に関する文書を作成、備付けおよび保存すること
- カ 特定技能外国人またはその密接な関係者について保 証金等を定める契約等がなく、また違約金を定める契 約等を締結しているときは、契約の存在を認識して特 定技能雇用契約を締結していないこと
- キ 他者との間で違約金を定める契約等を締結していない
- ク 特定技能外国人に支援の実施費用を負担させない こと
- ケ 労働者を派遣する場合は、特定産業分野に係る業務 を行っていて、かつ、上記アからエに該当する者に派 遣すること
- コ 労災保険またはこれに類する措置を講じること
- サ 特定技能雇用契約の継続履行体制が適切に整備されていること
- シ 報酬を銀行振込で支払う、または振込以外の方法で 支払うときは出入国在留管理庁長官に資料を提出、 確認を受けること 等

【支援計画の適正な実施に係る基準】

アいずれかに該当すること

- (ア) 過去2年間に就労に係る在留資格を有する中長 期在留者の適正な受入または管理実績があり、 役職員から支援責任者および支援担当者を選任 していること
- (イ) 過去2年間に就労に係る在留資格を有する中長 期在留者の生活相談等に従事した経験を有す る支援責任者および支援担当者を選任している こと
- (ウ) 上記(ア)または(イ)と同程度と認められた者であ ること
- イ 十分に理解できる言語により1号特定技能外国人への 支援が実施される体制を整備していること
- ウ 支援状況に係る文書を作成、備付けおよび保存する こと
- エ 支援責任者および支援担当者が支援計画の中立な 実施の立場にあり、欠格事由に該当しないこと
- オ 雇用契約締結日前5年以内に支援計画に基づいた支 援を怠ったことがないこと
- カ 特定技能外国人およびその監督者と定期的に面談す る体制を有していること 等

支援計画が満たすべき基準

【支援計画に記載すべき事項に関する基準】

- ア 次の職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援 の内容
 - (ア) 入国・資格変更前に雇用契約内容、本邦での 活動内容、上陸・在留条件その他の留意事項 に関する情報提供
 - (イ) 飛行場等への送迎
 - (ウ) 住居の確保の支援、預貯金口座の開設、携帯 電話の契約等生活に必要な支援
 - (エ) ①~⑥に関する情報提供
 - ① 生活一般知識
 - ② 法令に基づく国または地方公共団体等への 届出その他の手続
 - ③ 相談・苦情の申出先(支援機関を含む)およ び国または地方公共団体等の連絡先
 - (4) 十分に理解できる言語で医療を受けられる医 療機関

- ⑤ 防災・防犯知識、急病その他緊急時の対応 に必要な知識
- ⑥ 出入国または労働に関する法令違反時の対 応方法その他法的保護に必要な情報
- (オ) 日本語学習機会の提供
- (カ) 相談・苦情への適切な対応、助言・指導その 他必要な措置
- (キ) 日本人との交流促進支援
- (ク) 非自発的離職時の公共職業安定所等の紹介等 の特定技能雇用契約に基づく支援
- (ケ) 特定技能外国人および監督者との定期的な面談 の実施、労働関係法令違反事実について労働 基準監督署等の関係機関へ通報
- イ (支援計画の実施を全部委託する場合)登録支援機 関に係る登録簿登録事項および契約内容
- ウ (支援計画の実施を一部委託する場合) 委託先の氏 名・住所・契約内容
- エ 支援責任者および支援担当者の氏名・役職名 等

【支援計画が適正に実施されるための基準】

- ア 支援内容が適正な在留に資するものであり、特定技 能所属機関または受託した支援機関において適切に 実施できるものであること
- イ 「記載すべき事項に関する基準」のア(エ)①が対面 またはテレビ電話装置その他の方法で実施されること
- ウ 「記載事項に関する基準」のア(エ)①、④、⑥が十 分に理解する言語で実施されること
- エ 支援計画の実施を一部委託する場合は委託範囲が 明示されていること 等

上陸基準省令(改正)

(出入国管理および難民認定法第七条第一項第二号の 基準を定める省令の一部を改正する省令案)

特定技能外国人が満たすべき要件

【在留資格「特定技能1号」の基準】

- ア 18歳以上であること
- イ 相当程度の知識または経験を必要とする技能

- ウ について試験等で証明すること(技能実習2号良好修 了者は免除)
- エ 日本語能力について試験等で証明すること(技能実習 2号良好修了者は免除)
- オ 退去強制令書の執行に協力するとして法務大臣が 告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持す ること
- カ 特定技能1号の通算在留期間が5年以下であること
- キ 本人または本人と密接な関係にある者について保証 金の徴収や違約金を定める契約等がないこと
- ク 契約の取次ぎ、活動の準備のために外国の機関へ費 用を支払っている場合、金額等について理解し、合 意していること
- ケ 食費等の定期的に負担する費用について、内容を理 解し、実費に相当する適正な額であり、明細等の書 面が提示されること 等

【在留資格「特定技能2号 | の基準】

- ア 18歳以上であること
- イ 熟練した技能について試験等で証明すること
- ウ 退去強制令書の執行に協力するとして法務大臣が 告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持す ること
- エ 本人または本人と密接な関係にある者について保証 金の徴収や違約金を定める契約等がないこと
- オ 契約の取次ぎ、活動の準備のために外国の機関へ費 用を支払っている場合、金額等について理解し、合 意していること
- カ 食費等の定期的に負担する費用について、内容を理 解し、実費に相当する適正な額であり、明細等の書 面が提示されること
- キ 技能実習に従事していたときは、当該活動で修得、 習熟、熟達した技能等を本国移転に努めるものと認め られること 等

■参考:技能実習と特定技能1号の比較

| | 技能実習 | 特定技能 1 号 |
|--------------|---|--|
| 目的 | 国際貢献(日本の技術・技能の移転) | 人手不足の解消・労働力の確保 |
| 受入れが可能な職種・分野 | 技能等の修得(1号)・修熟(2号)・熟達(3号) が見込める職種・作業 | 特定産業分野(14分野) |
| 送出国 | 開発途上国等 ※ベトナム、中国、フィリピン、タイ、インドネシアの 5ヶ国で約95% | 当面は下記9ヶ国を予定 ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシ ア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル |
| 活動期間 | 最長5年(技能実習1号·2号·3号合計) | 通算で最長5年 |
| 雇用形態 | 直接雇用のみ | 原則として直接雇用だが、農業および漁業では 派遣が認められる。 |
| 賃金 | 日本人労働者と同等以上 | 日本人労働者と同等以上 |
| 技能水準 | 前職要件あり(団体監理型) 各段階の修了時に検定等により確認 | 受入れ分野で相当程度の知識または経験を必要 とする技能 試験等により照明(技能実習2号修了者は免除) |
| 日本語能力水準 | 要件無し(介護分野を除く) | 日本での生活および業務に必要な能力 試験等により証明(技能実習2号修了者は免除) |

JITCO による「特定技能」に係る支援サービスについて

JITCO は、在留資格「特定技能」についても、技能実習制度と同様に、関係者の皆さまへ各種のサポートを提供します。 なお、JITCOでは2019年3月25日~4月25日にかけて在留資格「特定技能」に係る制度説明会を開催しています。

| 相談・助言 | JITCO による支援・担当部署 |
|--|--|
| ○特定技能外国人を受け入れたいが、相談に乗ってほしい。 | ○在留資格「特定技能」に関する相談▶実習支援部相談課および各地方駐在事務所 実習支援部相談課:03-4306-1160 |
| ○登録支援機関になりたいが、どのような手続きをとればいいか わからない。 | ○登録支援機関の要件等、法令に関する相談○登録支援機関申請書類の作成に係る相談▶申請支援部支援第一課:03-4306-1130 |
| ○直接特定技能外国人を受け入れている現場にきて個別に相 談に乗ってほしい。 | ○特定技能所属機関への訪問相談○登録支援機関への訪問相談▶実習支援部業務課および各地方駐在事務所 実習支援部業務課:03-4306-1189 |
| ○特定技能外国人を送り出している国や機関についての情報 がほしい。 | ○送出国に関する情報提供します。▶国際部:03-4306-1151 |
| 講習·人材育成 | JITCO による支援・担当部署 |
| ○特定技能外国人を受け入れたいが、制度自体がわからない。 | ○在留資格「特定技能」に係る制度説明会▶講習業務部業務課:03-4306-1138○電話・来訪相談▶実習支援部相談課:03-4306-1160 |
| ○特定技能外国人を受け入れ始めたが、適正な受入れ方法に ついてもっと情報がほしい。 | ○特定技能受入れ実務セミナー ▶講習業務部業務課:03-4306-1138 |
| ○特定技能外国人の受入れを検討している者同士での勉強会 や制度説明会の開催を検討しているが、専門家の話を直接聞 きたい。 | ○講師派遣 ▶講習業務部業務課:03-4306-1138 |
| 手続き支援 | JITCO による支援・担当部署 |
| ○申請書類が正しく書けているか不安なので確認してほしい。○申請書類を地方出入国在留管理局への取次を依頼できないか。 | ○地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点件・取次ぎ▶申請支援部支援第二課特定技能班:03-4306-1040 |
| 在留支援 | JITCO による支援・担当部署 |
| ○特定技能外国人が加入できる保険について教えてほしい。 | ○JITCO保険(特定技能外国人総合保険) ▶実習支援部保険業務課:03-4306-1178 ▶株式会社 国際研修サービス:03-3453-3700 |
| ○特定技能外国人への日本語の教え方を学びたい。 | ○日本語指導担当者セミナー ▶講習業務部日本語教育課:03-4306-1168 |
| ○特定技能外国人が実際に働く際に、労働災害等が起 きないように注意したい。 | ○特別教育受講に関する講師派遣 ▶実習支援部業務課:03-4306-1189 |

JITCO開催の2019年度(上半期)養成講習について

技能実習法に基づく技能実習制度において、監理団体の監理責任者、外部役員等や実習実施者の技能実習責任者、技能実習 指導員、生活指導員は、主務大臣から告示された養成講習機関が実施する養成講習の受講が義務化または推奨されています。 JITCOは2017年9月に主務省庁(法務省および厚生労働省)の告示により養成講習機関として認定公表され、同年12月から講習を 開始しました。本稿では2018年度の実施状況と、2019年度の変更点ならびにJITCOの2019年度上半期の養成講習開催スケジュー ル等をご案内します。

これまでの実施状況

JITCO は、2018 年度(2018 年 4 月 1 日~2019 年 3 月 31日) において合計 223回(監理責任者等講習を計55回、 技能実習責任者講習を計72回、技能実習指導員講習を計 47 回、生活指導員講習を計 49 回) 開催し、約 14,000 名の 受講者に受講証明書を交付いたしました。



養成講習の受講風景

2019 年度の変更点

1.講習時間の短縮(2019年4月1日から)

2019年4月1日から講義時間が短縮されます。講習区分 に応じて短縮時間は異なりますが、30分から最大1時間30 分短縮され、より受講しやすくなっております。

2. 合格点(2019年4月1日から)

養成講習の最後に実施される理解度テストについて、これま では養成講習受講に係る経過措置期間との位置付けから、 点数に関わらず、受講証明書が交付されてきましたが、2019 年4月1日からは以下のとおり合格点が設けられる取扱いに変 更されます。

①監理責任者等講習 80点 ②技能実習責任者講習 70点 ③技能実習指導員講習 70点 ④生活指導員講習 70点

- ※上記合格点に満たない場合、受講証明書は交付されず、別の日に改め て再受講の上、合格点以上を取得する必要があります。
- ※合格点は変更される可能性もありますので、最新情報をJITCOホーム ページ等でご確認ください。

3. 優良要件加点(2019年4月1日から)

監理責任者等講習、技能実習指導員講習及び生活指導 員講習について、2019年4月1日から技能実習第3号の取 扱いが認められる等の優良判断の配点基準に含めることがで きるようになります。優良要件適合申告書(監理団体:参考様 式第2-14号、実習実施者:参考様式第1-24号) により、 外国人技能実習機構へ申告する際、申請時を起点として遡っ た過去3年以内の受講割合によって加点が認められます。詳 細は、「技能実習制度運用要領」をご参照願います。

【留意点】経過措置終了(2020年3月31日まで)

2017年11月に施行された技能実習法の下、監理団体の 「監理責任者」及び「外部役員又は外部監査人」、実習実 施者の「技能実習責任者」については主務大臣の告示を受 けた養成講習機関が実施する所定の養成講習を過去3年以 内に受講することが監理団体許可や技能実習計画認定の要 件となっています。この点、同法の施行後当面の間は養成講 習の実施体制の整備等に時間を要することから、養成講習を 受講しなくとも、監理責任者、外部役員・外部監査人、技能 実習責任者となることができる旨の経過措置が設けられていま すが、その経過措置が2020年3月31日をもって終了します。

JITCOの2019年度の養成講習実施エリア

| 講習区分 | 実施エリア |
|--------------------------------------|--|
| ①監理責任者等講習 | 関東エリア(8 都県) |
| ②技能実習責任者講習 ③技能実習指導員講習 ④生活指導員講習 | 全エリア(北海道・東北エリア、関東エリア、中部・北陸エリア、近畿エリア、中国エリア、 四国エリア、九州エリア) |
| エリア区分 | 都道府県 |
| 北海道・東北エリア | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 |
| 関東エリア | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 |
| 中部・北陸エリア | 新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| 近畿エリア | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県 |
| 中国エリア | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県 |
| 四国エリア | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州エリア | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |

2019年度上半期の養成講習実施スケジュール

①監理責任者等講習

| 開催日 | | 開催場所 |
|-------|-----|-------------------------|
| 9月10日 | 栃木県 | TKP 宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮) |

②技能実習責任者講習

| 開催日 | | 開催場所 |
|-------|-----|------------------------------|
| 4月11日 | 北海道 | TKP ガーデンシティ札幌駅前(札幌) |
| 4月11日 | 宮城県 | TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口(仙台) |
| 4月18日 | 新潟県 | コープシティ花園(新潟) |
| 4月18日 | 兵庫県 | TKP 神戸三宮カンファレンスセンター(神戸) |
| 4月25日 | 山口県 | TKP ガーデンシティ山口・防府(防府) |
| 4月25日 | 宮崎県 | KITEN ビルコンベンションホール (宮崎) |
| 5月16日 | 福井県 | 福井商工会議所(福井) |
| 5月16日 | 福岡県 | TKP ガーデンシティ PREMIUM 博多駅前(福岡) |
| 5月23日 | 秋田県 | フォーラム・アキタ(秋田) |
| 5月23日 | 茨城県 | エクセルホール(水戸) |
| 5月30日 | 富山県 | タワー 111(富山) |
| 5月30日 | 京都府 | TKP 京都駅前カンファレンスセンター(京都) |
| 6月6日 | 山梨県 | 山梨県 JA 会館(甲府) |
| 6月6日 | 香川県 | 高松センタービル(高松) |
| 6月13日 | 鳥取県 | 白兎会館(鳥取) |

| 開催日 | | 開催場所 |
|-------|-----|----------------------------|
| 6月13日 | 長崎県 | 長崎商工会議所(長崎) |
| 6月20日 | 岩手県 | マリオス(盛岡) |
| 6月20日 | 奈良県 | やまと会議室(奈良) |
| 6月26日 | 岐阜県 | 岐阜商工会議所(岐阜) |
| 6月27日 | 北海道 | TKP ガーデンシティ帯広駅前(帯広) |
| 7月3日 | 山形県 | 山形ビッグウイング(山形) |
| 7月11日 | 徳島県 | 徳島県教育会館(徳島) |
| 7月18日 | 福島県 | 郡山商工会議所(郡山) |
| 7月18日 | 三重県 | 四日市商工会議所(四日市) |
| 7月25日 | 青森県 | 青森県観光物産館アスパム(青森) |
| 7月25日 | 島根県 | くにびきメッセ(松江) |
| 9月5日 | 埼玉県 | TKP 大宮駅西口カンファレンスセンター(さいたま) |
| 9月12日 | 石川県 | TKP 金沢カンファレンスセンター(金沢) |
| 9月19日 | 大阪府 | TKP 大阪駅前カンファレンスセンター(大阪) |
| 9月26日 | 群馬県 | 高崎白銀ビル(高崎) |

③技能実習指導員講習

| 開催日 | | 開催場所 |
|-------|-----|------------------------------|
| 4月10日 | 北海道 | TKP ガーデンシティ札幌駅前(札幌) |
| 4月10日 | 宮城県 | TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口(仙台) |
| 4月17日 | 新潟県 | コープシティ花園(新潟) |
| 4月17日 | 兵庫県 | TKP 神戸三宮カンファレンスセンター(神戸) |
| 4月24日 | 山口県 | TKP ガーデンシティ山口・防府(防府) |
| 4月24日 | 宮崎県 | KITEN ビルコンベンションホール(宮崎) |
| 5月15日 | 福井県 | 福井商工会議所(福井) |
| 5月15日 | 福岡県 | TKP ガーデンシティ PREMIUM 博多駅前(福岡) |
| 5月22日 | 秋田県 | フォーラム・アキタ(秋田) |
| 5月22日 | 茨城県 | エクセルホール(水戸) |
| 5月29日 | 富山県 | タワー 111(富山) |
| 5月29日 | 京都府 | TKP 京都駅前カンファレンスセンター(京都) |
| 6月5日 | 山梨県 | 山梨県 JA 会館(甲府) |
| 6月5日 | 香川県 | 高松センタービル(高松) |
| 6月12日 | 鳥取県 | 白兎会館(鳥取) |

| 開催日 | | 開催場所 |
|-------|-----|----------------------------|
| 6月12日 | 長崎県 | 長崎商工会議所(長崎) |
| 6月19日 | 岩手県 | マリオス(盛岡) |
| 6月19日 | 奈良県 | やまと会議室(奈良) |
| 6月25日 | 岐阜県 | 岐阜商工会議所(岐阜) |
| 6月26日 | 北海道 | TKP ガーデンシティ帯広駅前(帯広) |
| 7月2日 | 山形県 | 山形ビッグウイング(山形) |
| 7月10日 | 徳島県 | 徳島県教育会館(徳島) |
| 7月17日 | 福島県 | 郡山商工会議所(郡山) |
| 7月17日 | 三重県 | 四日市商工会議所(四日市) |
| 7月24日 | 青森県 | 青森県観光物産館アスパム(青森) |
| 7月24日 | 島根県 | くにびきメッセ(松江) |
| 9月4日 | 埼玉県 | TKP 大宮駅西口カンファレンスセンター(さいたま) |
| 9月11日 | 石川県 | TKP 金沢カンファレンスセンター(金沢) |
| 9月18日 | 大阪府 | TKP 大阪駅前カンファレンスセンター(大阪) |
| 9月25日 | 群馬県 | 高崎白銀ビル(高崎) |

4生活指導員講習

| 開催日 | | 開催場所 |
|-------|-----|------------------------------|
| 4月12日 | 北海道 | TKP ガーデンシティ札幌駅前(札幌) |
| 4月12日 | 宮城県 | TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口(仙台) |
| 4月19日 | 新潟県 | コープシティ花園(新潟) |
| 4月19日 | 兵庫県 | TKP 神戸三宮カンファレンスセンター(神戸) |
| 4月26日 | 山口県 | TKP ガーデンシティ山口・防府(防府) |
| 4月26日 | 宮崎県 | KITEN ビルコンベンションホール(宮崎) |
| 5月17日 | 福井県 | 福井商工会議所(福井) |
| 5月17日 | 福岡県 | TKP ガーデンシティ PREMIUM 博多駅前(福岡) |
| 5月24日 | 秋田県 | フォーラム・アキタ(秋田) |
| 5月24日 | 茨城県 | エクセルホール(水戸) |
| 5月31日 | 富山県 | タワー 111(富山) |
| 5月31日 | 京都府 | TKP 京都駅前カンファレンスセンター(京都) |
| 6月7日 | 山梨県 | 山梨県 JA 会館(甲府) |
| 6月7日 | 香川県 | 高松センタービル(高松) |
| 6月14日 | 鳥取県 | 白兎会館(鳥取) |

| 開催日 | | 開催場所 |
|-------|-----|----------------------------|
| 6月14日 | 長崎県 | 長崎商工会議所(長崎) |
| 6月21日 | 岩手県 | マリオス(盛岡) |
| 6月21日 | 奈良県 | やまと会議室(奈良) |
| 6月27日 | 岐阜県 | 岐阜商工会議所(岐阜) |
| 6月28日 | 北海道 | TKP ガーデンシティ帯広駅前(帯広) |
| 7月4日 | 山形県 | 山形ビッグウイング(山形) |
| 7月12日 | 徳島県 | 徳島県教育会館(徳島) |
| 7月19日 | 福島県 | 郡山商工会議所(郡山) |
| 7月19日 | 三重県 | 四日市商工会議所(四日市) |
| 7月26日 | 青森県 | 青森県観光物産館アスパム(青森) |
| 7月26日 | 島根県 | くにびきメッセ(松江) |
| 9月6日 | 埼玉県 | TKP 大宮駅西口カンファレンスセンター(さいたま) |
| 9月13日 | 石川県 | TKP 金沢カンファレンスセンター(金沢) |
| 9月20日 | 大阪府 | TKP 大阪駅前カンファレンスセンター(大阪) |
| 9月27日 | 群馬県 | 高崎白銀ビル(高崎) |

- ※養成講習のお申込は、JITCOホームページからとなります。お申込開始日は同ホームページ等で講習ごとにご確認下さい。
- ※4月開催分についてはすでに申込受付を終了しているものもありますので予めご了承願います。
- ※実施対象エリアのうち、上記スケジュールに記載のない都道府県については、下期(10月~3月) に実施を予定しております。10月以降のスケジュールは改めて JITCO ホームページ等でご案内します。
- ※受講料は、おひとり様 JITCO賛助会員 8,000円、一般 13,000円(各消費税込) となります。
- ※上記のスケジュールは2019年3月時点の予定であり、今後変更や追加で開催する場合もあります。詳細はJITCOホームページをご確認ください。

「技能実習制度」の現況と2019年度の監理団体等 制度関係者にとっての留意点

技能実習法が2017年11月に施行され1年半近くが経とうとしています。そこで本稿では、技能実習制 度の最近の動向と事案を振り返りつつ、2019年度における監理団体・実習実施者等の制度関係者の皆 様にとって留意すべき点を述べたいと思います。

技能実習制度の現況

1. 我が国の技能実習生受入れ状況

新規入国者数の推移

法務省の統計によると、技能実習生の2018年の新規入 国者数(速報値)は150.161人でした。その内訳は1号 144,195人、2号254人、3号5,712人となっており、新たに 技能実習3号での受入れが進んでいることがうかがえます。



技能実習の職種別の人数は「食品製造」「機械・金属」 「建設」が上位となっています(2017年技能実習2号移行者 数ベース)。特に「食品製造」は、2015年に「そう菜製造業」 が2号移行対象職種に追加されたこともあり、2016年から 2017年にかけて急増しています。

2. 監理団体・実習実施者の状況

2017年11月に技能実習法が施行され、2018年度は同 法に基づき、監理団体の許可や技能実習計画の認定が進 められました。

■監理団体の許可数の状況

監理団体の許可数は、2018年1月末時点で1,529団体 (一般監理事業658団体、特定監理事業871団体)だった のに対し、2018年末時点では、監理団体2,422団体(一 般監理事業1,064団体、特定監理事業1,358団体)と大幅 に増えました。

■技能実習計画の認定等の状況

外国人技能実習機構(以下、OTIT)における、2018年 末時点の技能実習計画の申請件数と認定件数は以下の通 りです。

| 区分 | 申請件数 | 認定件数 |
|---------|----------|----------|
| 企業単独型※1 | 11,983件 | 11,381件 |
| 団体監理型※2 | 398,596件 | 371,859件 |
| 計 | 410,579件 | 383,240件 |

(出所:外国人技能実習機構)

■ OTIT による監理団体・実習実施者への実地検査

技能実習法に基づき、監理団体に対し、OTIT の地方 事務所・支所による調査・実地検査が開始されました。

2017年12月には、兵庫県の監理団体が入国後講習に おいて必要な日本語教育などを十分に実施しなかったにも かかわらず、OTIT に対し受講させたと虚偽の報告をしたと して、初の監理団体許可の取消しとなる事案が発生しまし た。併せて虚偽の報告および実習計画とは異なる実習を 行っていた3実習実施者も実習計画の認定を取り消されまし た。また、OTI Tのホームページ等を通じ、2017年12月には、 「送出機関との不適切な関係についての注意喚起」が通達 され、監理団体は、送出機関を含む関係者から、監理費 以外の手数料または報酬を受けてはならない旨、注意喚起 がなされました。

実習実施者への実地検査もOTIT の地方事務所・支 所によって本格的に実施され、ホームページ等を通じ、その 都度重要な通達が発せられています。

一例として、2018年3月に、技能実習生として来日したべ トナム人男性が福島県内で除染作業に従事していた不適正 事案が発生したことから、「技能実習制度における除染等業 務について、除染業務は技能実習の趣旨にそぐわず除染業 務を含む技能実習計画は認定しない」旨通達されています。

また2018年6月、「監理団体による技能実習計画の作成 指導及び監査等における留意点について(技能実習計画 齟齬)」において、技能実習計画の内容とは異なる場合(職 種・作業が異なる、計画上の作業時間数と異なる等)、「悪 質な場合には改善命令や認定の取消し等を行うなど厳正な 対処を行う」旨通達が出されました。実際に、同年7月には 愛媛県の実習実施者に対し、実習計画の認定が初めて取り消される事案が発生しました。また大手企業においても技能実習計画と異なる作業をさせていたことが判明し、技能実習生を途中帰国させることとなりました。

3. 技能実習制度における新たな動き

2018年7月に団体監理型で初となるインド人技能実習生 12名が日本へ入国しました。今後の受入れ増加が期待されます。

また同じく7月には、技能実習法施行とともに追加された介護職種での初の外国人技能実習生となる中国人女性2名が入国しました。続いてベトナム、インドネシア、カンボジア、ミャンマー等から受入れが始まり、今後も介護分野での受入れが増加していくものと思われます。

2018年11月、「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律施行規則」が一部改正され、技能実習2号移行対象職種として、「農産物漬物製造業」「リネンサプライ」「医療・福祉施設給食製造」が追加されました。また、2018年12月に技能実習移行対象職種・作業に「コンクリート製品製造職種」を追加する旨のパブリックコメント(意見募集終了)が実施されており、今後職種追加される見通しです。

4. 失踪者の推移、国籍別・分野別

法務省発表の技能実習生の失踪者の推移を見てみますと、2016年に一旦下がったものの2017年は増加しており、特にベトナム人技能実習生の失踪が増加しています。また分野別では建築関係、農業関係で失踪者数が多くなっています。

サポロ図よのサロオの#移

| 技能美質生の失踪者の推移 | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|--|--|
| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | | |
| 総数 | 5,803 | 5,058 | 7,089 | | |
| ベトナム | 1,705 | 2,025 | 3,751 | | |
| 中国 | 3,116 | 1,987 | 1,594 | | |
| カンボジア | 58 | 284 | 656 | | |
| ミャンマー | 336 | 216 | 446 | | |
| インドネシア | 252 | 200 | 242 | | |
| その他 | 336 | 346 | 400 | | |

(出所:法務省データ)

2019年度における留意事項

2019年度における技能実習制度における変化および留意点等について説明いたします。以下をご確認のうえ、余裕を持った対策をお願いいたします。

☑優良要件適合申告書(実習実施者、監理団体共通)の変更点

実習実施者の優良要件適合申告書「①技能等の修得に係る実績」の「II過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」および監理団体の優良要件適合申告書「②技能等の修得に係る実績」の「II過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、施行日(2017年11月1日)以後3年間(2020年10月31日まで)は、経過措置として「直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績」(II-2(1))および「直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績」(II-2(2))で評価をすることも可能とされています。

経過措置期限まではまだ1年半程ありますが、2020年度末の事業報告書・実施状況報告書の時点では、経過措置なしで優良適合申告書において6割をとる必要があります。よって今年度は、経過措置終了を見越し、経過措置後の「II過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」でも高得点を獲得できるよう、上位級の合格者を一人でも多く輩出できるような対策が必要となりますのでご留意ください。

その他、以下の点にもご留意ください。

- ☑ 2019年のゴールデンウィークは10連休となります。連休中の在留期限は連休明け初日まで期間が延びますが、在留期限の管理に十分に注意し、連休前に手続きを行うことを推奨します。
- - ●実習実施者:直近の技能実習事業年度(4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度) に係る実施状況報告書(省令様式第10号)
 - ※第3号技能実習を行わせている実習実施者または規則第16条第 2項(拡大人数枠)の規定の適用を受けている実習実施者につい ては、優良要件適合申告書(参考様式第1-24号)のほか、規則 第15条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付する必要が あります。
 - ●監理団体:直近の技能実習事業年度(4月1日に始まり 翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度)に係る事業報告書(省令様式第23号)の提出が必要です。
 - ※次の書類を添付して、OTIT の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。
 - ①直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表および損益計算書または収支計算書
 - ②訪問指導の内容を記録した書類の写し
 - ③外部監査の結果を記録した書類の写し(外部監査 の措置を講じている監理団体)
- ☑養成講習においても2019年度の変更点があります。詳しくは本誌10ページをご覧ください。
- 承送出国(ベトナム、フィリピン等)によっては監理団体と送出機関が契約できる数に制限があるので注意が必要です。
- ☑計画認定が2年認定されていても、入管の在留許可は1 年単位ですので 在留期間更新手続きを忘れずに行って ください。

日本語指導が困りです

監理団体や実習実施者から寄せられる日本語指導に関するご相談に対するアドバイスを ご紹介しています。今回は、技能実習生と地域の日本語教室について考えます。

当社では技能実習生に日本語をもっとしつ かり勉強してもらいたいと思っています。市役 所の広報紙によると、外国人向けの日本語教 室が開かれているようなので、この日本語教 室に技能実習生を通わせようかと思っていま すが、何かアドバイスがあればお願いします。

(H工業株式会社 Oさん)

技能実習生が地域の日本語教室等と関わる機会が 生まれるのは、講習終了後、それぞれの現場で技能 実習が始まってからでしょう。 実際、 そのような教室に 通う技能実習生も少なくないようです。今回はこうした 地域の日本語教室について考えてみたいと思います。

地域のネットワークで講習期間の日本語の先生を探 す方法については、過去の「かけはし」123号(2015 年10月号)でご案内していますので、まずはそちらを ご覧ください。JITCOホームページから「かけはし」バッ クナンバーを pdf でダウンロードすることができます。

https://www.jitco.or.jp/ja/kakehashi/

地域の日本語教室の中心は ボランティアが担っています。

技能実習生に限らず、外国人が日本で生活してい る状況は、今では全国で当たり前になってきました。そ れに伴い、多くの地方自治体では、外国人住民の生 活支援等を担う「国際交流課」「多文化共生課」のよう な部署を設けています。その傘下に「○○市国際交流 協会」のような団体を設けているところもあります。地域 の日本語教室は、これらの部署と連携しているので、 自治体に問い合わせることで、教室の場所や開催頻 度などがわかりますし、ホームページに情報を載せてい る自治体も数多くあります。市町村単位だけでなく、都 道府県単位で情報が提供されていることもあります。

それぞれの日本語教室の状況を見てみると、開催 は毎日ではなく、週に1日か2日ぐらいが多いようです。

時間帯は夜よりも昼のほうが多く、会場は自治体の公 民館等がよく使われています。参加費は無料のところ もあれば、実費程度ですが料金がかかるところもあり ます。これらをふまえて、技能実習生が実際に通える かどうか、可能性を検討してみましょう。

教室で実際に日本語指導を担当しているのは、地 域のボランティアの方々が中心です。外国人との「異 文化交流」関連の事前研修の機会はあっても、日本 語指導の方法等について専門的な知識や学習経験の ないボランティアは数多くいます。後述しますが、「日 本語能力試験」対策の目的で教室に通っても、特に中 級レベル以上の日本語の文法について、外国人の質 問に的確に対応できるスタッフが少ないケースも聞きま すので、そのあたりも事前に情報収集しましょう。

技能実習生に対するボランティアの 認識もさまざまです。

授業形態も様々です。外国人とボランティアが1対1 で向き合って、ニーズに合わせて対応するところもあり ますし、日本語レベルが近い数名のグループで教科書 に沿って学習を進めるところもあります。

また、多くの場合、日本語教室と銘打っていても、「日 本語の学習」だけにとどまらず、生活全般の支援にも 活動が及んでいます。技能実習生の場合は、住居の 準備等、生活全般にわたって受入れ先のサポートがあ りますが、一般の外国人住民は職場等からそうした支 援が得られないため、自治体の手続き、子供の教育、 医療等の現実の場面にどのように対処するか、といっ たことも、日本語教室が相談の入口になるケースがよく 見られます。

技能実習生に対するボランティアの認識もさまざまで す。技能実習生の日本語学習が定められているのは 講習期間だけで、講習終了後は「技能実習生が学ぶ」 ことも「技能実習生に学ばせる」ことも「しなければなら ない」ことではないということは、皆さまには自明のことで すが、そのように正しく理解しているボランティアばかり ではありません。中には、「技能実習生の日本語指導は、 本来、受入れ先がしなければならないのでは | と考える 人もいるようです。ですから、受入れ先としては、技能 実習生を連れて行く前に、そのような誤解がないように 日本語教室に理解を求めておくことも大切でしょう。

同時に、技能実習生に対して日本語教室に強制的 に通わせることもできませんから、行きたがらない技能 実習生に無理強いしないことにもご配慮ください。

アドバイス 3 日本語学習の成果には 期待しすぎないで。

1週間に1度、2時間程度の学習が一般的な日本語 教室ですから、それだけでは目覚ましい進歩を期待す るのが難しいことはご理解いただけるかと思います。 特に、日本語を「話す」力は、週1回の日本語教室より も、毎日の職場で日本語でのやりとりを繰り返していくう ちに、少しずつ上達していくものですので、日ごろの職 場でのコミュニケーションを辛抱強く続けていただきた いと思います。

また日本語教室に熱心に通う技能実習生の多くは、 せっかく日本にいるのだから、帰国後に履歴書に書け るような日本語力をつけたい、という気持ちから、「日 本語能力試験」の受験対策を目的とするケースも大変 多いのですが、教室での学習だけで合格ラインに到 達するのはなかなか難しく、技能実習生本人が自分で 過去問題集等に取り組んで、教室に行った時に質問 して疑問点を解決させる、といった意気込みを持つこ とが大切になります。

ご相談の〇さんは、技能実習生に日本語をもっと勉 強してもらいたいという理由から、日本語教室に通わ せたいとお考えですが、以上述べた点を踏まえ、ご 検討されることをお勧めします。

以上、地域の日本語教室について考えてみました。 日本語教室では、定期的な日本語指導の時間の他に、 新年会、お花見といった季節の行事等が計画されて いるところがたくさんあります。日本語能力試験対策が 目的で教室に通い始めた技能実習生であっても、そう した行事に参加することで、ボランティアの日本人だけ でなく、同じ教室にやってくる他の外国人等との交流 等も始まったりして、思わぬ新しい体験をもたらしてくれ るかもしれません。通える条件を満たす教室を見つけ るのは大変かもしれませんが、通えそうな教室が見つ

かったら、事前に教室を見学したり、スタッフと話したり して、状況を把握し、上手に活用できるよう、前向き に取り組んでみてください。

2019年度の日本語指導担当者向け講座の ご案内(予定)

内容、会場等の詳細はJITCOホームページをご覧ください。 どれも日本語指導経験のない方もご参加可能です。具体的な日本 語指導のイメージをつかんでいただけます。

JITCOホームページからオンライン申込をお願いします。 (オンライン申込ができない場合等はお問い合わせください)

日本語指導担当者実践セミナー

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導につ いて考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO日本 語教材ひろば」内の教材等もご紹介します。

賛助会員 10,000円 一般 13,000円(1名)

6/21(金)東京、10/25(金)東京、11/15(金)仙台、

12/12(木)名古屋、12/13(金)高松、1/16(木)大阪、

1/17(金)福岡、2/21(金)東京 (計8回)

▶プログラム 9:30-16:30

1.講習の日本語指導のポイント

2.講習の日本語指導計画

3.インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」と サイト内教材の紹介

4. 「聞く」 「話す」力をつけるための教室活動

5.授業実習

日本語指導トピック別実践セミナー

日本語指導に役立つトピックについてじっくり取り組みます。 どちらか1つのトピックだけでも受講いただけます。

賛助会員 5,000円 一般 8,000円(1名/1トピック)

9/6(金)東京、2/7(金)名古屋、3/13(金)東京(計3回)

トピックA:はじめての日本語指導

日本語の授業では様々な「小道具」が重要な役割を果たします。実際 に小道具を作ったり、それを使った練習方法を体験したりします。

トピックB:日本語指導員のための日本語文法入門

外国人が日本語を学ぶ際の文法は、日本の学校で習った文法とは異 なります。外国人の文法の入口を覗いていただき、指導に活かすこと を考えます。

日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。 上記セミナーの日程が合わない場合の他、企業内研修、組合員研 修等にもご利用いただけます。

賛助会員 5,000円 一般 8,000円(1名/1プログラム) 1プログラム約3時間。講師の交通費を別途ご負担いただきます。

■技能実習生に対する日本語指導全般について、

ご相談・ご質問を受け付けています。

講習業務部 日本語教育課

メール: hiroba@jitco.or.jp

TEL: 03-4306-1168 FAX: 03-4306-1119

第27回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール作品募集のご案内

JITCO では、以下のとおり今年も日本語作文を募 集します。皆さまからの積極的なご応募をお待ちして おります。



年度「第26回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール | 表彰式の様子

募集要項

1. 応募資格

募集期間内に、日本に在留する外国人技能実習生 または研修生であること。応募は一人一作品で、自 作の未発表作品に限ります。

2. 募集期間

2019年4月1日(月)~5月10日(金)

3. テーマ

自由(特定のテーマを設けませんので自由にお書きく ださい)

4. 使用言語

日本語

5. 応募形式

A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚で、本文の 文字数1.200字以内であること。

- ●本人自筆の原本に限ります。ワープロ・パソコン使 用による原稿およびコピー(複写)された作品原稿 は審査の対象となりませんので、必ず本人の直筆 の原本をお送りください。
- ●作品には必ず題名と氏名を記入してください。(原 稿用紙の枠外)
- ●原稿は縦書きでも横書きでもかまいません。
- ●筆記用具の指定は特にありませんが、鉛筆の場 合は2B以上の濃い鉛筆をお使いください。
- ●原稿用紙は、JITCO ホームページ **⑤** https:// www.jitco.or.jp/ja/service/competition.html Ø hiroba.jitco.or.jp/からもダウンロードできます。

6. 応募方法

応募用紙を JITCO ホームページ 🚱 https://

www.jitco.or.jp/nihongo/data/2019/boshu/ oboyoushi.pdf または JITCO 日本語教材ひろば • https://hiroba.jitco.or.jp/info/news_ja/ news_2018-02-01_ja/からダウンロードし、必要事

項を記入のうえ、応募作品に添付し、以下の宛先

【作品応募先】

へ郵送してください。

〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階 公益財団法人 国際研修協力機構 日本語作文コンクール事務局

- ●応募用紙は、応募者ご本人が記入してもかまいま せんが、記入漏れがないようにお願いします。
- FAX や E-mail では受け付けません。

7. 賞

最優秀賞(技能実習生·研修生計4名程度)

……表彰状及び賞金(5万円)

優秀賞(技能実習生·研修生計4名程度)

……表彰状及び賞金(3万円)

優良賞(技能実習生·研修生計20名程度)

……表彰状及び賞金(2万円)

佳作(技能実習生·研修生計20名程度)

●上記入賞および佳作の作品は「日本語作文コン クール優秀作品集」に掲載します。

8. 入賞作品の発表

所属機関を通じて入賞者に通知するとともに、 2019年8月下旬に JITCO ホームページで発表する 予定です。

9. その他

- ●審査に関するお問合わせには、一切お答えでき ません。
- 募集要項に即していない作品は、審査の対象外 となります。
- 応募用紙に記載された個人情報は、本コンクール の運営に必要な範囲内で利用します。
- ●応募作品は返却しません。
- ●応募作品の著作権は IITCO に帰属します。

■本件に関するお問合わせ先

日本語作文コンクール事務局

TEL: 03-4306-1184 FAX: 03-4306-1119

海外情報

日本政府と送出し国政府による 国間取決め及び送出し国政府による 認定送出機関の公表について

2019年2月28日現在、日本政府は12ヶ国(表1)の政府と 二国間取決めを締結し、このうち11ヶ国の政府はすでに認定 送出機関を公表しています。

分外国人技能実習機構(OTIT)のホームページで公開

http://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/ 認定外の送出機関からの受入れは認められないほか、随時 各国政府により認定機関の追加や取消等が行われる場合が ありますのでご注意ください。認定送出機関以外(認定を取り 消された送出機関を含む)からの申請(入国・在留中とも)につ いては、OTIT のホームページ上の2018年8月13日付お知ら せ(No.4-9)をご覧下さい。

表1 二国間取決めの締結状況 (2019年2月28日現在)

| 国名 | 二国間取決め 締結日 | 送出し政府による 認定送出機関の選定 |
|--------------|---------------|-----------------------|
| ベトナム | 2017年6月6日 | 公表済み |
| カンボジア | 2017年7月11日 | 公表済み |
| インド | 2017年10月17日 | 公表済み |
| フィリピン | 2017年11月21日 | 公表済み |
| ラオス | 2017年12月9日 | 公表済み |
| モンゴル | 2017年12月21日 | 公表済み |
| バングラデシュ | 2018年1月29日 | 公表済み |
| スリランカ | 2018年2月1日 | 公表済み |
| ミャンマー | 2018年4月19日 | 公表済み |
| ブータン | 2018年10月3日 | 公表済み |
| ウズベキスタン New! | 2019年1月15日 | 公表済み |
| パキスタン New! | 2019年2月26日 | 未公表 |

JITCOの取組みついて

■フィリピン政府窓口との協議の実施

2018年11月27日、フィリピン政府窓口であるPOEA(フィ リピン海外雇用庁)を訪問し、オラリア長官及び関係者と協 議を行いました。JITCOからは技能実習法施行後の制度の 現状について説明し、フィリピンからの技能実習生受入れに かかる日本側の各種懸案事項についてPOEA側と認識を共 有しました。

また滞在中には送出機関の連合体であるAPLATIP、 JEPPCA等のそれぞれの代表者及び関係者と協議を行い 情報交換すると共に、今後のさらなる協力に向けて関係を強 化していくことを確認しました。

■ウズベキスタン政府窓口との協議の実施

2019年1月17日、ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省

クドビエフ大臣及びファジロフ 駐日特命全権大使一行が来 訪され、協議を行いました。

クドビエフ大臣からは、ウズ ベキスタン国内における日本



語教育体制の充実や民間 クトビエフ大臣

送出機関の認定など技能実習生の送出しに向けた積極的 な取組みについて紹介がなされ、今後の送出し拡大に向けた JITCOとの協力体制の強化に向けて認識を共有しました。

なお、この前日には在京ウズベキスタン大使館にて一般参 加者を集めてウズベキスタンの人材について紹介するブリー フィングが行われ、活発に質疑応答が交わされるなど盛況なも のとなりました。

■ベトナム政府窓口との協議の実施等

2019年1月14日及び18日、ベトナム政府窓口である DOLAB (労働・傷病兵・社会省 海外労働局)と協議を行い ました。JITCOからはDOLABに対し技能実習制度を巡る現 状等について説明し、DOLABからは、JITCOによる送出機 関に対する支援活動に深い感謝の意が示されました。

また、この出張に際しDOLABオフィス内に送出機関向け

のJITCOによる相談サー ビス窓口を4日間にわた り設置し、制度の動向や 各種手続をめぐる様々な 相談や質問を受け、助 言・回答しました。



DOLAB 内に設置した相談窓口の様子

■在京大使館との交流会の開催

2019年1月23日、JITCO本部にて、R/D(討議議事録) を締結している送出し国を中心とした関係各国の在京大使 館の方々や関係者を招き、交流会を開催しました。この交 流会には14ヶ国の大使館や日本の関係機関から合計32 名の方々に参加いただき、JITCO職員も交えた参加者間

で技能実習制度に対す る取組みや日本で導入さ れる新たな在留資格等 について意見交換が行 われ、お互いの懇親を深 めました。



■本件に関するお問合わせ先

国際部 TEL: 03-4306-1151

技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり



身だしなみー理髪・美容ー事情

若者が学業を終えて職に就くと、さまざまな社会の規範、マナーに触れることになります。例えば、「身だしなみ」。ビジネスの場にふさわしい髪型やメイクを考えて、衣服を整えることが求められます。技能実習生の母国の身だしなみの習慣について、理髪・美容周りを中心に語っていただきました。



Vietnam [ベトナム]

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

髪の色も髪型も自由を謳歌するほど、 「いいスタイルですね」と褒められるのです。

「Cái răng cái tóc, là góc con người」というベトナムのこと わざがあります。これは「髪の毛と歯は人柄を表す」という意味 です。いつの時代でもどこの国でも、ヘアスタイルはその人 の第一印象に強く影響するものではないでしょうか。男性にせ よ女性にせよ、出かける前には鏡を見て、服装や髪が乱れていないかチェックしますよね。

私が小さい頃は戦争の真っただ中で、人々の暮らしに余裕はなく、ヘアスタイルも簡素でした。男性は短くカットするのみで、女性は髪が長ければ、首の後ろでお団子にしたり、三つ編みにしたりして、簡素なヘアピンで留めるかゴムで結うのがほとんどでした。そんな時代でも、時々疎開先から実家に戻ってきた時に、パーマをかけた女性を見かけることがありました。おしゃれな人はいつでもおしゃれをしたいものなのだな、と子ども心に感じました。30年余り前に、初めて日本に来て、日本人のヘアスタイルがとても多様であると気がつきました。当時、東京の明治神宮付近は土日になると歩行者天国になり、そこに集まる若者たちは多種多様の髪の色や形をしていて、本当にびつくりしたものです。

現在、ベトナムも豊かになり、人々のライフスタイルも変わってきました。私が青春時代を過ごしたハノイ市には、庶民的なパーマ屋さんから裕福な人の御用達の高級店まで、幅広いへアサロンが存在し、代金は数万ドンから数百万ドンまで幅があります(1ドンは0.0047円 ※2019年2月4日時点)。

私が面白いと感じるのは、パーマ屋さんで洗髪する人が多い こと。ヘアドライヤーが一般家庭に普及していないのか、ある いはパーマ屋さんの値段が手頃だからなのでしょうか。私も里帰りした時、毎日のように近くにあるパーマ屋さんで洗髪をし、頭髪をセットしてもらいました。まるでセレブになった気分です。この間、ハノイ市に住んでいる友達に電話をかけたら「すみません。今、娘の洗髪のためにパーマ屋さんにいるので、後ほどかけ直しします」というメッセージが届き、本当に時代は変わったな、と感じました。

美容情報も溢れ、世界で流行しているヘアスタイルに簡単に触れることができます。若者の間では、特に韓流ドラマの影響が強く、人気の俳優のヘアスタイルを真似る人が多いです。「韓国の俳優のようですね」という言葉をよく聞きますが、これは褒め言葉です。また昔は綺麗な髪と言えば黒髪でしたが、今は、髪の色も髪型も自由なほど、「いいスタイルですね」と褒められるのです。

ただ、このように自由なヘアスタイルを楽しんでいる若者達も、就職する時には別人のようになります。ベトナムの省庁や民間企業では、頭髪や服装に厳しい規則があり、髪の長さ、色、結い方など細かく決められているようです。ある企業にお話を伺ったところ、「弊社はサービス業であり、頭髪に関する規則は四つ星ホテルに相当するものです」とのことでした。私の時代にはこのような規則はなかったので、大変驚いています。



حراك عند كرك أن أن المراع المراق

China [中国]

羌 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

「毛髪は父母からの授かり物」として貴ぶ 儒家思想が現在にも伝わっています。

日本の皆さんもご存じであろう『三国志』の中に、将軍・曹操

を巡る「割髪代首」(頭の代わりに髪を切る)という物語があります。 曹操が将兵を率いて麦畑を通ろうとした時、「麦を踏みつけてはいけない。 踏んだら首を切る」と将兵に命令しました。 将兵達は気をつけて麦を踏み壊すことなく無事に通りました。 ところが、馬に乗った曹操が通ろうとすると、1羽の小鳥が飛び立ち、驚いた馬が急に暴れて一面の麦を踏み壊してしまいました。 曹操は司法官に、自身に罪を言い渡すよう頼みますが、司法官は難色を示しました。 そこで曹操は自刃しようとしますがこれも周囲に止められたため、刀で髪を断ち切り、「それではこの髪を頭の代わりに差し出そう」と告げたそうです。

頭の代わりに髪を差し出すとは、随分軽い罰だと思うかもしれません。しかしながら、古代の中国の人々は儒家思想の影響を受け、「体、髪、皮膚は父母から授かったもの」と考えていました。髪を切ろうものなら不肖(親や師に似ずおろかなこと)と思われたため、勝手に切ることができませんでした。毛髪を大切にする思想から、法を犯した罪人は髪を切り落とされ、髭を剃るという刑罰もありました。また「男子が二十にして冠をかぶり、女子は十五にして(髪を結って) 笄(こうがい)を使う」という言葉に表現されるように、成人の儀式で髪毛を大事する習俗がありました。

さて時を経て宋の時代(960年~1279年)、古文書に「理髪」という言葉が登場します。次に清王朝の時代になると、満州族の統治者は民族のシンボルとして、頭髪の一部分を残して剃り上げ、残した髪を伸ばして三つ編みにして垂らす髪型を男子に広め、画一化しました。そこで「理髪業」が盛んになり、理髪道具を持って通りで人々の散髪をする行商が現れました。17世紀の半ば頃には、中国初の理髪店が瀋陽で誕生。この時、散髪は「剃頭」「剪頭」「推頭」などと言い表されていました。

1911年の辛亥革命によって清王朝が倒れると、男子は三つ編みを切って短い髪型にするようになり、人々の間で美髪の意識が芽生えます。しかし中華人民共和国が樹立した後の1950年代、私有制がなくなり、理髪店は国営か共同経営制に変わりました。またプロレタリア文化大革命の時代(1966~1976年)になるとパーマや髪染めは批判され、男女を問わず、髪型は質素なものとなりました。理髪店の名前も「労農兵理髪店」や「赤星理髪店」等、政治色のある名前へと変わりました。

人々が自由な髪型を楽しむようになるのは、1980年代末、 国営店がだんだん姿を消し、個人経営の理髪店が降盛になる 頃からです。男子は角刈り、センター分け、長髪、坊主などバリエーションが豊かになり、女性も髪を染めたり、パーマや巻き髪を取り入れたりするなど、新型のヘアスタイルが次々と現れます。90年代になると、美容院のサービスも充実し、保湿や化粧などの顔の手入れに髪の結い上げが組み合わせられるようになりました。今世紀には、それぞれの年齢層のニーズに応じる美容院が大通り沿いや街角に誕生し、美髪を巡るサービスの競争時代に入りました。

以上、理髪にまつわる歴史をご紹介してきました。冒頭で、毛髪を先祖からの授かり物とする儒家思想に触れましたが、今も民間に「正月里不剃頭、剃頭死舅舅」という言葉が伝わっています。旧正月中に髪を剃ってはいけない、頭を剃ると舅(母の兄弟)が死ぬという意で、旧正月中に理髪を避ける風習があります。また喪中1ヶ月は理髪しないという習慣も残っています。



بالمراكب المراجب المرا

Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語相談スタッフ)

フィリピンのヘアサロンは庶民派店から 超高級セレブ店まで多種多様。

男性なら1~2ヶ月に1回、女性でも年に数回はお世話になっている床屋、美容院について今回はお話してみたいと思います。

日本では一般的に男性は床屋(barber)に行って、女性は美容院(beauty parlor)に行くというイメージがありますが、それはフィリピンでも同じです。施術の方法や技術なども日本とフィリピンでそれ程違いがあるとは思いません。違いをあげるとすれば、フィリピンの床屋、美容院には庶民派から超高級店までのピンからキリまであるということです。

まず庶民の男性が通う床屋さんについて。そのほとんどが 街の路地に面している個人経営のお店です。店は小さくてクー ラーも無く扇風機が回っているだけだったりしますが、明るく 気さくな理容師さん(フィリピンには日本のような理・美容師の 免許はありませんが役所の発行する衛生証明書の取得が必要 です)が迎えてくれます。椅子に座るとどんな髪型にするか聞 かれますが、何も言わなければ、刈り上げで、全体に短めのフィ リピンスタイルにカットしてくれます。フィリピンは暑い国です から髪を伸ばすのは流行りません。大人も子供も男性のほとんどが、このさっぱりとした髪型です。フィリピンの街の床屋さんの技術的な特徴を一つ上げるとすると、髪を切る作業をほとんどバリカンで行って、鋏は仕上げにちょっと使うだけということです。気になるヘアカットのお値段は50~60ペソ、日本円で110円程度(1ペソ=約2.2円)。日本の格安カット専門店は1000円程ですので、これよりはるかに安いですね。

街の中心部に行くと小奇麗でクーラーの効いている店もありますが、こちらはカットだけで150~200ペソと少しお高め。店によって総額はまちまちとなります。それでも日本よりは安いですし、シャンプーや髭剃りをすることもできます。

次に女性の通う美容院についてですが、美容院は男性のように頻繁に通うということはなく、年に1~2回、多くても3回と言う女性が多いように思います。床屋さんに比べると多くの美容院は街の中心部やショッピングモールの中にあり、小奇麗で設備も整っている店が多いです。お店によってカットの値段にシャンプーは含まれますが、シャンプーは日本のようにお湯が出ることはなく、基本、水で流されますので、日本人が知らずに行くとドキッとするかもしれません。

ここで少し気をつけないといけないのは日本とフィリピンの水の違いです。日本の水は「軟水」ですが、対してフィリピンの水は「硬水」です。個人差はありますが日本人の髪質は硬水になじまない傾向にあるようですのでシャンプーやリンスに気を使うようスタッフに相談したほうが良いかもしれません。金額はシャンプーとカットで200~300ペソ。その他、ヘアメイク、パーマ、カラーリング、トリートメント等ができますし、店によってはパーマやトリートメントの合間に、爪の手入れやマニキュア、ペディキュアをすることができます。

最近では大きなショッピングモールやホテル内に日系の美容院も進出しています。金額については日本と同等か、日本より少し高めに設定されていますので、顧客のほとんどが日本企業の駐在員や欧米系と一部のお金持ちに限られているようです。

もしみなさんがフィリピンに少し長く滞在する機会があったら、ぜひローカルの床屋、美容院に行ってみてください。その時は帰りに微笑みながら「Thank you」の一言と担当スタッフへのチップを忘れずに。



Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

巻きスカーフの創意工夫から見える ムスリムの女性のおしゃれ心。

これまで、インドネシアからやってくるたくさんの技能実習生と出会ってきました。

私が知るインドネシアの女性は、一様に美に対する意識が高 く、身なりに気を配るように育てられています。インドネシアの 国民は、9割がイスラム教徒です。女性は信仰上、身体の一部 分を人の目に触れぬようにと、教義上、隠します。隠す部分は aurat(アウラット)と言って、「頭部と首から下 | 「手首から上 | 「足 首から上」などです。人によっては足先までの場合もあります。 アウラットの中でも、特に頭髪を含めた頭部を上手に隠すこと に気を配ります。幼い頃は、アウラットを意識しなかった女性も、 成長してイスラム教徒としての自覚が芽生えてくると、「jilbab」 (ジルバブ) というスカーフを被り、全身を布で覆うようになりま す。しばらくして、スカーフの扱いに慣れ、美を意識するように なると、より素敵に見えるように巻き方を工夫するようになりま す。イスラム教徒のあらゆる意味で意識の高い女性にとって、 頭髪の身だしなみを整えることは、いかにスカーフを上手に扱 うか、と言えるかもしれません(その手法は YouTube でも見 ることができます。興味がある方は、「jilbab」ジルバブで検索 してみてくださいね!)。

彼女達がスカーフを巻くために活用する道具に、jarum pentul (ジャルム プゥントゥール) または peniti (プニティ) と呼ばれるまち針 (安全ピン) があります。基本は、ジルバブを頭部に被せて、表情や輪郭がより美しく見えるようにひだを調整した後、必要なところに布同士がずれないように針を刺し込んで留めます。針が自分自身には刺さらないのかと思いますが (多分、刺さったことがあるはず・・・)、練習を重ねて、器用に刺せるようになるのでしょうね。針が外から見えないように、布だけをすくって留めるのもポイントのようです。 このようにして、女性らしさを柔らかい布の質感で表現しているようです。 なお技能実習先によっては、この針に手を焼いているところもあるかもしれません。針は危険であるにも関わらず、洗面台などに放置したり、床に落として気づかずにいたり、という話も耳にします。針は鉄製であることが多いので、トレーに磁石をのせて洗面台に設

置するなど、技能実習生に提案されてはいかがでしょうか?

一方、インドネシアの男性はというと、男子技能実習生は、入国時、丸刈りで来日することが多いです。現地の送出機関にそのように指導されているか、技能実習制度の導入初期にどなたかが始めた習慣の名残なのかなと想像しています。日本で言うなら、スポーツをする学生に見られるような短さで、清潔感が伝わりますが、個性はあまり感じられず…。そんな彼らも、入国してしばらくすると、三々五々の個性が出てきます。節約のためと、髪を切らずに長髪に変貌し、お世辞にもさわやかとは言えなくなる人もいれば、常にすっきりしたスタイルをキープしているマメな人や、カラーリングに挑戦して自分のスタイルを追求するやんちゃな人もいて、見守り甲斐があります。休みの日には、手先の器用な子に髪を切ってもらったり、互いに切り合ったりすることもあるようです。技能実習の現場で会う時はボサボサ頭でも、Facebook などのSNSで写真を見かけると、きれいにしています。

技能実習生を指導する立場からは、技能実習上の安全の確保や衛生面への配慮に加え、外見を整えて様々な出会いの場で良い印象を残すためにも、今時の短髪をお勧めしています。技能実習生が散髪をしてきた時は、積極的に褒めてあげると、そのような意図も伝わりやすいのではないでしょうか?



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

女性は「ロング」、男性は「丸刈り」。 髪型を巡る、タイならではの通過儀礼とは。

タイに渡航した経験のある方の中で気づいた方もいらっしゃるかもしれませんが、タイは、女性のロングへア率がとても高い国です。その多くはストレートパーマをかけ、サラサラの美髪を競い合っているかのようです。

でもこれは成人女性に限った話で、中学生以下の女の子に 目を向けると、みんなショートへアです。日本語で言う「おかっぱ」スタイルをしています。

実はこれは、学校の校則で髪型が決められているからなのです。日本にも同じような校則があると思われるかもしれませんが、タイは日本よりも厳密です。なぜなら、「タイの公立の小

中学校の生徒の髪型は、男子生徒なら5cm 以内の長さに刈ること、女子生徒なら首にかからないヘアスタイルにすること」と定めているのは、国だからです。私立の学校の場合は、おかっぱにする必要はないものの、代わりに三つ編みにしなければならないという決まりを設けているところが多いようです。

ところが、風紀全般について厳しいかといえば、そうでもないのがタイ。例えば私がかつて住んでいた地域の例では、女学生の8割以上の耳に、ピアスの穴が開いていました。ピアスは片耳1つずつなら開けても何も言われないようでした。ピアスはOKなのに、髪の長さは厳しく決められていることに関しては驚きですね。

このように、学生時代にヘアスタイルの制約があるためか、タイ人女性は高校に入るといっせいに髪を伸ばします。そして前述のように、多くの女性がストレートパーマをかけます。長らくロングヘアに憧れてようやく手に入れるためか、大人になってもロングヘアを維持する傾向が強く、ロングヘアでない女性を探すほうが大変です(歳を重ねるにつれて手入れのしやすいように髪を短めにする傾向はありますが…)。

ではタイ人男性はどうでしょうか。これをお読みいただいている男性の中で、大人になってから「丸刈り」にした経験がある方はいらっしゃいますか? タイの男性は、一度は丸刈りにした経験のある人がとても多いです。というのは、タイには「出家」の文化が根強く残っているためです。外務省のホームページによると、タイ国民の94%は仏教徒です。仏教の考えでは、徳を積むこと(タイ語でタンブンという)が大変重要で、そのタンブンの中でも最高の徳をもらえる行為が「出家」(仏門に入り、僧侶として仏の教えを受けること)ですので、男性で仏教徒であれば必ずと言っていいほど出家を経験します。

日本で出家というと、その後一生僧侶となるイメージを持つ 方も多いかもしれませんが、タイでは、1週間から数ヶ月程度 の短期出家が多いです。出家のための休暇が整備された会社 もあるため、会社員でも短期出家ができます。俗人から僧侶 になるための儀式の中で髪を刈り、僧衣を身につけ、寺で仏 の教えを学びます。出家の期間が終われば、俗人に戻る儀式(還 俗)を行います。

では日頃の男性の髪型はというと、筆者の見た印象になって しまいますが、日本人男性とほぼ変わらないように思います。 基本的には黒髪で短髪の方が多いです。いずれにしろ清潔感 が重視されるのは万国共通と言えるのかもしれません。

JITCOの教材のご案内



既刊本

★技能実習生の必読書!!

日本の生活案内 (賛助会員は割引)

A5判 174頁

- ●以下の言語版 定価:各1,782円(本体1,650円+税)
 - ■フィリピン語版、■モンゴル語版、■ラオス語版、■シンハラ語版、■ネパール語
- ●以下の言語版 定価:各1,836円(本体1,700円+税)
 - ■中国語版、■英語版、■ベトナム語版、■インドネシア語版、■タイ語版、■ミャンマー語版、■カンボジア語版

この本は、初めて日本で暮らすことになった技能実習生が、日本 の生活にいち早く適応するために最低限知らなければならないさま ざまな情報を、母国語と日本語との対訳形式でまとめたものです。

たとえば住宅の利用の仕方や食事のエチケット、ゴミの出し方、 ショッピング時の注意、一般的な交通ルールや自転車の正しい乗り 方などの生活ルールや社会マナーをカラーイラスト・写真を多用し て具体的に紹介しています。また病気になってしまったとき、病院 で症状などを説明するときに便利な患部別の用語や病気症状の応 答文を約200語収録しています。

早く日本人の生活を知り、慣れ、誤解や批判の対象とならずに快 適な生活を送れるようになるための支援書で、技能実習生一人ひと りに配布しご活用ください。

日本語との対訳形式で12ヶ国語版(中国語、英語、インドネシ ア語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語、フィリピ ン語、モンゴル語、ラオス語、シンハラ語、ネパール語)を取りそ ろえています。





〈目次〉

- 1. 日本人側からの苦情等
- 2. 生活指導員
- 3. 日本人の私生活
- 4. 礼儀と節度が大切【①人の呼び方、 ②あいさつ、③みだしなみ、④チッ プ、⑤その他のルール】
- 5. 住宅の利用【①玄関、②タタミ、 ③フトンとベッド、④お風呂とシャ ワー、⑤トイレの形式、⑥ガス、 ⑦電気器具、⑧水、⑨その他注 意事項】
- 6. 食事とエチケット【①ハシを使う食 事、②手で食べない、③お皿の数】
- 7. ゴミの出し方【〇燃やせるゴミ、 ○燃やせないゴミ、○資源ゴミ、 ○有害ゴミ、○粗大ゴミ、○収 集できないゴミ

- 8. ショッピングの注意 【①値切る習 慣はない、②試食してはならない、 ③セルフサービス店、④消費税】
- 9. 交通ルールと交通機関【①交通 ルール、②乗り物の利用方法、 ③正しい自転車の乗り方】
- 10. 銀行と郵便局【①銀行、②郵便局】
- 11. 宅配便【①国内宅配、②外国宅配】
- 12. カード社会【①キャッシュカード、 ②テレホンカード】
- 13. 円と為替
- 14. 四季と生活【①気温と防寒対策、 ②天気予報、③衣替え、④季節 の食材】
- 15. カレンダーと行事【①祝日とその 意味、②祝日以外の休日、③季 節の行事】

- 16. 日本人と宗教
- 17. 印鑑の社会
- 18. 公共施設の有効利用
- 19. 警察と交番制度
- 20. 消防署と消火器
- 21. 地震と台風【①地震、②台風】
- 22. 病気やケガをしたとき【①医者の 利用および健康管理、②医療に 要した費用、③病院で使う言葉】
- 23. 社会保険と労働者災害補償保険 【①社会保険、②労働者災害補償
- 24. 所得税と住民税
- 25. マイナンバー制度
- 26. 国際電話と携帯電話のかけ方
- 付 備忘録

外国人技能実習生のための日本語(実習現場編)(技能実習生用)(**費助会員は割引**)

定価:2,376円(本体2,200円+税) B5判 193頁

「外国人技能実習生のための日本語 | シリーズの最新刊として、新たに「実習現場編 | を刊行しました。 本書(日本語表記)は、実習現場で技能実習をしながら、日本語を学習する技能実習生のためのもので、 第 1 課から第 2 1 課まで学びます。各課とも「4つの基本文型 | 「会話 | 「課題 | の手順で学習するように構 成されており、日本語たけでなく「技能実習生の生活ルール」や「安全衛生」「地域との共生」などに必要な ことも学ぶことができます。また実際の現場で応用できるように、「機械・金属、建設関係、溶接、食品 製造関係、繊維・衣服関係 | の 5 職種の会話も掲載しています。さらに巻末に日本語と 8 ヶ国(英語、べ トナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語)を併記した語 彙集約640語を収録しています。



外国人技能実習生のための日本語[実習現場編](指導員用)(**費**助会員は割引)

定価:2.700円(本体2.500円+税) B5判 194頁

本書は、技能実習生に日本語を教えるすべての指導者のために、具体的な授業の進め方を記した指導 用マニュアルを巻末に備えています。

第 1 課から第 1 1 課は、技能実習生が現場で経験していくテーマごとに、第 12 課から第 16 課は、 実習現場を離れた生活の中で遭遇する場面を想定し、技能実習生が地域との共生を体感できるように、 第 17 課から第 21 課は、技能実習生の受入人数が多い5職種に従事する技能実習生が正しく安全衛生 について学習できるように構成しています。

なお、各課は、新しい文型とそれより前の課で学習した文型から成り立っていますので、スムーズに理 解を進めるために、第 1 課から順に学習していくことをお勧めします。



外国人技能実習生のための日本語[実習現場編] (練習問題集) (_{贊助会員は割引)}

定価:2,268円(本体2,100円+税) B5判 97頁

本書は、「実習現場編 | の学習を補助するために作成したもので、授業でも実習生の復習にもお使いい ただけます。

各課は4頁単位でまとめられており、助詞を入れる問題、動詞等の形を変えて文を作る問題、語彙の 選択、文の完成、内容の理解を確かめる問題の4問か 5 問で構成されています。各課の問題はそれぞ れ課で学習した事柄を復習することを目的としていますので、各課の学習後に授業や復習教材としてご活 用ください。なお、巻末には解答がついています。

※「〔実習現場編〕(技能実習生用)」と「〔実習現場編〕(練習問題集)」をセット単位で購入する場合のみ、賛助会員に限り、 定価の4割引で販売いたします。



※ 今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」と 電子カタログ「教材のご案内」をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】 JITCO教材センター

TEL: 03-4306-1110 FAX: 03-4306-1116 E-mail: publication center@jitco.or.jp

03-4306-1130

JITCO information

在留資格「特定技能(1号)」の入国・在留諸申請書類の点検・取次サービスの開始

4月1日より、在留資格「特定技能」に係る入国・在留諸申請の点検・取次サービスを開始します。また在留資格「特定技能」 への移行を予定する外国人に対する特例措置(在留資格「特定活動」での最長4か月間の就労活動)につきましても資格変更許 可申請の点検・取次を承っております。 詳しくは JITCO ホームページ🏵 https://www.jitco.or.jp/ をご覧ください。

技能実習計画認定申請書類の点検・提出および 入国在留諸申請書類の点検・取次の手数料の改定について

外国人技能実習機構への申請書類の点検・提出および、地方出入国在留管理局への申請書類の点検・取次の手数料を改 定し、4月1日受付分(郵送の場合は同日到着分)より新料金を適用させていただきます。詳しくは JITCO ホームページ https:// www.jitco.or.jp/ja/service/service.html をご覧ください。

JITCO水戸・長野・富山・松山駐在事務所での点検・提出・取次書類の受付け開始について

JITCO ではかねてより、本部および札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各駐在事務所で申請書類の点検・ 提出・取次サービスのご依頼を受け付けてきたところですが、4月1日より上記駐在事務所に加え、水戸・長野・富山・松山の4 駐在事務所でも同サービスの受付けを開始します。(在留資格「特定技能」につきましては、当分の間は本部のみで受け付けます。)

① 外国人技能実習機構宛ての計画認定申請案件のご依頼

実習実施者の本店所在地を担当する IITCO 駐在事務所

② 地方出入国在留管理局宛ての入国・在留諸申請案件のご依頼

| 申請区分 | 提出先 | | |
|----------------------------------|---|--|--|
| 在留資格認定証明書交付申請 | 監理団体又は企業単独型で技能実習生等を受け入れる機関の 本部(本社)所在地を担当するJITCO駐在事務所 | | |
| 上記以外の申請 (資格変更・期間更新・在留カード再交付等) | 技能実習生等の住居地を担当するJITCO駐在事務所 | | |

※申請内容にかかわらず監理団体の本部所在地または技能実習生の住居地を担当する駐在事務所であれば書類の受付は 可能です(ただし書類転送のため、申請までの日数が延びますことをご了承ください)。 IITCO 駐在事務所と担当地域につ いての詳細は JITCO ホームページ https://www.jitco.or.jp/ja/service/service.html をご覧ください。

手続き支援サービスに係る窓口のご案内

4月1日より、下記の通り手続き支援サービスに係る担当課を改編いたします。

技能実習計画認定申請に関すること 申請支援部支援第一課

在留資格「技能実習」「研修」の申請に関すること 申請支援部支援第二課(技能実習班) 03-4306-1140

在留資格「特定技能」「特定活動」の申請に関すること 申請支援部支援第二課(特定技能班) 03-4306-1040

かけはし(JITCO JOURNAL) 第28巻137号

発行日 2019年(平成31年)4月1日

行 公益財団法人 国際研修協力機構 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング (受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ https://www.jitco.or.jp/ 技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

講習期間を含む実習実施期間中の**全期間をカバーする保険**

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。

| | | | 保 険 | 金額 | | | | 保険 | 料 |
|------|-------------|-------------------|-------------|--------------|-------------|--------|-----------|------------------------|------------------------|
| タイプ | 傷害 | | 疾 病 | | | | 治療費用 | 滞在期間 | 滞在期間 |
| | 死亡· 後遺障害 | 治療費用 | 死亡 | 治療費用 | 賠償責任 | 救援者 費用 | 100% 補償期間 | …12か月 保険期間 …13か月 | …36か月 保険期間 …37か月 |
| | | | | | | | 15日 | 13,330円 | 30,020円 |
| 41 | 1,000万円 | 100万円 | 1,000万円 | 100万円 | 1 億円 | 300万円 | 1か月 | 13,810円 | 30,500円 |
| V! - | | | | | | | 2か月 | 14,070円 | 30,950円 |
| | | | | | | | 15日 | 17,340円 | 39,210円 |
| 12 | 1,500万円 | 100万円 | 1,500万円 | 100万円 | 1 億円 | 300万円 | 1か月 | 17,910円 | 39,810円 |
| | | | | | | | 2か月 | 18,130円 | 40,250円 |
| | | 70万円 | 1,000万円 | 70万円 | 5,000万円 | 200万円 | 15日 | 11,140円 | 25,030円 |
| K | 1,000万円 | | | | | | 1か月 | 11,430円 | 25,340円 |
| | | | | | | | 2か月 | 11,610円 | 25,680円 |
| | | 7円 100万円 | | 100万円 | 3,000万円 | 200万円 | 15日 | 10,720円 | 23,900円 |
| A | 700万円 | | 700万円 | | | | 1か月 | 11,130円 | 24,320円 |
| | | | | | | | 2か月 | 11,380円 | 24,720円 |
| | | | | | 3,000万円 200 | 200万円 | 15日 | 13,080円 | 29,450円 |
| B | 1,000万円 | 100万円 | 1,000万円 | 100万円 | | | 1か月 | 13,550円 | 29,920円 |
| | | | | | | | 2か月 | 13,830円 | 30,380円 |
| | | | | | | | 15日 | 17,070円 | 38,610円 |
| C | 1,500万円 | 100万円 | 1,500万円 | 100万円 | 3,000万円 | 200万円 | 1か月 | 17,650円 | 39,210円 |
| | | | | | | | 2か月 | 17,860円 | 39,640円 |
| | 700万円 | 700万円 300万円 700万円 | 300万円 700万円 | 300万円 | 3,000万円 | 200万円 | 15日 | 19,650円 | 42,840円 |
| | | | | | | | 1か月 | 20,390円 | 43,520円 |
| | | | | | | | 2か月 | 21,180円 | 44,580円 |
| | 1,000万円 | 300万円 1,000万 | | ,000万円 300万円 | 3,000万円 | 200万円 | 15日 | 22,000円 | 48,420円 |
| E | | | 1,000万円 | | | | 1か月 | 22,750円 | 49,300円 |
| | | | | | | | 2か月 | 23,490円 | 50,190円 |
| | 1,500万円 | 300万円 | 1,500万円 | 300万円 | 3,000万円 | 200万円 | 15日 | 26,210円 | 57,690円 |
| F | | | | | | | 1か月 | 27,000円 | 58,540円 |
| | | | | | | | 2か月 | 27,820円 | 59,560円 |

⁽注1)保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。 (注2)保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。 (注2)他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合せください。 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。) 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和



この機会にご検討ください。 保険に関するお問い合せは

k-kenshu.net

取扱代理店(お問い合わせ先)

株式会社国際研修サービス TEL 03-3453-3700

http://www.k-kenshu.co.jp/

FAX 03-3453-3703

JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習 生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中 からピックアップした写真をお届けします。 ※以下敬称略

第一化工株式会社

私どもは奈良市のプラスチック容器製造業の会社で す。現在、タイから技能実習生を受け入れています。

写真は昨春、9名で地元の桜の名所「大和郡山城」を 訪れた時のものです。市の情報によると、この地での花 見の歴史は16世紀の半ばからだそうで、現在は明治期 に植樹された3,000本の桜を楽しむことができます。

これからも四季折々、元気に日本での生活を満喫し てもらえたらと思っています。





竜洋オートパーツ協同組合/ 三恵株式会社

自動車プラスチック部品製造業の三恵株式会社では、 フィリピンから技能実習生を35名受け入れています。昨 年の秋に、600年以上の歴史がある「掛塚まつり」に参加 しました。事前にお囃子の稽古に参加し、当日は屋台(山 車)に乗って太鼓を叩きました。『やいしょ!』という大き な掛け声とともに屋台をひく姿は活気に溢れ、地域の 方々と一緒に祭を盛り上げることができました。

今後も技能実習生が地域に溶け込み、日本での社会 の一員として生活していけるよう、サポートを続けてい きます。

株式会社西野工業

富山県にある株式会社西野工業では、現在、ベト ナム人技能実習生を4名受け入れています。

今年の初めに、石川県にある「のとじま水族館」 へ行ってきました。能登半島近海の魚を中心に、約 500種の生物を飼育している人気のスポットです。

技能実習生たちは、始めて巨大なジンベイザメ を目にして感動していました。彼らの笑顔をたくさ ん見ることができて、私たちも嬉しくなりました。

